

令和4年4月

總 会 議 事 錄

萩市農業委員会

令和4年4月総会

萩市農業委員会総会議事録

4月14日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第24号 職員の任免について
議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について
議案第29号 事業計画変更承認について
議案第30号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
議案第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第32号 現況確認書の交付について

○出席委員(15名)

1番	横山	喜一郎	2番	田村	廣
欠席	草野	隆司	4番	藤田	芳昭
5番	松田	由美子	6番	中野	恵子
7番	長富	繁美	8番	品川	民雄
欠席	原川	久美子	10番	鈴川	肇
欠席	矢次	利典	12番	原田	知美
欠席	守永	正範	14番	金子	哲也
15番	大石	博則	16番	岡崎	弘明
17番	鳥田	茂夫	18番	尾木	武夫
19番	片岡	兼雄			

○議事録署名委員

4番 藤田 芳昭

14番 金子 哲也

○議事

事務局長 ただいまから、令和4年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、15名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 藤田委員、14番 金子委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第24号「職員の任免について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号の説明

議 長 以上の説明のとおり、4月1日付での人事異動であります。萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

議案第24号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第25号第1項について説明いたします。議案は、

4ページになります。

まず、今回の議案につきましては、先月の総会で空き家に附属する農地としての指定を受けています。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

(スクリーンに位置図を表示)

3月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約300m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積613m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、こちらに●●●がございますが、そのすぐそば、ここが申請地になります。ここに●●●がありますが、そこから●●●や●●●をずっと行ってさらに海側に行くと、申請地がございます。ここに●●●がございますが、ここからもうちょっと東側に行くとこちらが申請地でございます。今回買われる対象の空き家がこの申請地のすぐ後ろ、こちらにございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは現在●●●の方にお住まいでの、申請地は少し遠方にあり管理が難しいため、申請地付近の空き家とともに萩市空き家バンクに登録されました。譲受人の●●●さんは、空き家バンクに掲載されていた●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日、奥様が60日の予定となっております。

次に営農計画ですが、申請地ではホウレンソウ、プチトマト、ネギ、ハーブ等を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈り機1台を所有されています。

申請地の写真になりますが、ここが申請地でございます。この手前に写っているのが申請地ですが、後ろのこの家が今回売買対象になっている空き家です。空き家と一緒に取得されるということです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第1番 この件につきまして、3月4日に、●●●推進委員、事務局2名、私とで現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。空き家バンクの案件で、購入者の●●●さんは夫婦で家庭菜園をし、ホウレンソウ、プチトマト、ネギ、ハーブなどの野菜を栽培されるご予定で、特に問題はないかと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約400m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積386m²外3筆、合計で2,586m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は13,718m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。先ほどの議案と同じ方でございます。

現地の場所ですが、先ほどの第1項の申請地のそばでございます。第1項の申請地がこのあたりで、このすぐとなりが申請地でございます。先ほどの申請地がここですね。空き家がここだったのですが、すぐとなりですね。こちらとこちら、もう少し東側に行ったこちら、それと川を挟んで、こちらの農地でございます。最初のこちらの農地のとなりが譲受人の方のご実家になっております。現在は●●●にお住まいですが、近々こちらに帰ってこられて農業をされるということです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、現在●●●の方にお住まいでの、申請地は少し遠方にあり管理が難しいため、農地の処分を検討され、譲受人の●●●さんは、ご実家の近くの農地であるため話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は3年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が150日となっております。

営農計画ですが、申請地では水稻を栽培されるほか、ブロッコリーや玉ねぎ、その他野菜等も栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター2台、田植え機2台、コンバイン1台、耕運機2台、草刈り機（ハンマーモア）1台を所有されています。

現地の状況ですが、まずこちらがご実家の前の農地でございます。これが申請者のご実家ですが、その前の農地でございまして、現在も少し野菜などが植えられておりました。こちらも同じ番地です。それとこちらの田んぼ、手前側が●●●、奥側が●●●でございます。もう1箇所少し離れた場所にある農地ですが、今現在荒れている状況で、中に竹が生えて入れなかつたのですが、これについても、竹を取り除いて耕作をされるご意向でございます。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 先ほどの説明のとおり、4月4日に、●●●委員、事務局の方と私が現地確認を行いました。内容につきましても事務局からの説明

のとおりでございます。譲受人の●●●さんは家が●●●の●●●で、お父さんがご健在の頃から、ちょくちょく●●●からご夫婦で帰ってこられて、農業をされておられました。今もすでに、先日からぼつぼつと準備をされておられます。ただ問題は最後の説明があった竹が生えて荒れている農地ですね。少し心配ですが、彼の実直さから見れば大丈夫と思っております。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は举手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。議案は次のページ、5ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約2km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積792m²外11筆で、合計で11,018m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここが●●●の●●●、●●●で、●●●の方に向かって行き、●●●がありますが、これより更に東側に申請地がございます。ここが●●●でございまして、このあたりに、書いてないのですが、●●●があります。更に東に行くと、ため池がここにあるのですが、そのそばの農地と、あとはもう少し奥に行つたところに申請地がございます。申請地のそばのこのあたりに空き

家がございまして、空き家バンクに登録されていた農地と空き家と一緒に購入される案件でございます。まずこちらですが、空き家のそばになりますが、ここに家がありまして、その周りに整備田がこれだけございます。

先に申請理由の説明をさせていただきます。申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいでの農地の管理が難しく農地の処分を検討され、所有されている空き家と共に空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは、農業をされたいという思いをお持ちで、農地付きの空き家を探されていたところ、●●●さんの物件を気に入られたため双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が250日、奥様が150日の予定となっております。

次に當農計画ですが、申請地では、水稻の栽培のほか、にんにく、自然薯の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈り機2台、軽トラック1台を所有されています。トラクター1台、バインダー1台、田植え機1台、ハーベスター1台をこれから購入される予定です。

現地の状況ですが、まずこれがお家のある側から撮った写真ですが、手前のこの筆と、奥のもう一段下のここですね。ここが●●●と●●●でございます。ちょっとわかりにくいのですが、この田んぼとこれから3枚ですね。こちらが●●●と●●●、●●●、●●●ですね。更にこの田んぼともう一段上の田んぼ、それと手前側ですね。手前側が●●●、奥が●●●、一番後ろが●●●でございます。最近までほかの方に農地を貸されて耕作されていたということで農地はきれいな状態でございました。それとため池のそばに3筆ございます。まず●●●でございますが、現在こういう状況です。更に1段下にございまして、同じ地番でございますが、ここも申請地でございます。それと●●●はこの細長いところで、それともう1箇所これも申請地でございます。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員

この件につきまして4月6日に、事務局と、地元の委員さんによる現地確認を行い、譲受人の●●●さん、それと譲渡人の●●●さんのお話を伺いました。この農地は見ていただいたらわかりますように八割方がだいたいくついていて、ちょうど空き家の前ということで、管理も非常に簡単なのではないかという状況のところです。それから●●●さんは今年までは、保全管理を中心として、秋ごろから野菜作りを始めていきたいとおっしゃっておりました。そしてその後、水稻、水稻の目標としては8割。あと残り2割が野菜という計画をもっておられます。それから、●●●さんは農業経験がないため、地域のみなさんと交流を深めながら、野菜や水稻についていろいろ教わりたい、またJAさんの営農指導も積極的に受けてまいりたいとおっしゃっておりました。そして、地域は山にくついているため、サル、イノシシなどの鳥獣対策を近隣の皆さんと一緒に、しっかりと教わって狩猟の免許もとってみたいとおっしゃっておりました。若い方が地域に来られるということで、私たち、すぐ近くにおりますけども、期待をもっておるところでございます。以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●●さんは、まったくの素人ですか。

●●●推進委員

はい。そうですね。

議長

大変ですね。1町1反。

●●●推進委員

そうですね。ちょうど、田んぼがくついているので、割と簡単なのではないかと思うのですが、一部3枚ほど離れてため池の近くにあるのですが、そこはため池の水利関係とくつつくと思うんです。そこは●●●さんも今までずっと畠として管理されていました。

議長

先ほどの●●●さんは、農業経験があるということでしたが、●●●さんについては未経験ということで、若い力に大いに期待したいですね。

さっき農業新聞の推進の話をしましたが、農業新聞にもこういったことがよく掲載されています。今回、●●●さんに誰か指導者を付けて、いろんなときの、アドバイスをするといったようなこと、このことは農業委員会でもちょっと問題になりました。いつまで指導したらしいかという問題もありましたが、こういう事案が増え

てまいりましたら、具体的な取り決めといいますか、こういうふうにしたらしいんじやないか、そうすれば、新規就農者もこちらに来て安心して農業に取り組んでいけるんではないかというものを作っていかなければいけないと思います。今日のところは、説明があつたように、本人も本気で取り組んでいかれるということですから、期待しておきましょう。

議長 それでは採決いたします。議案第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。議案は次のページ6ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.3km、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積6,279m²外1筆で、合計で7,698m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は110,346m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここに●●●がございまして、そこから●●●の方に向かいいます。ここに●●●があるのですが、現在、菜の花祭りが開催されているのがこのあたりでございます。そこから奥に入つて、●●●がここにありますけども、ここから更に奥、申請地はこのあたりでございます。申請地はこちら2筆でございますが、●●●さんがこちらにありますて、●●●がここでございます。筆の中に白い部分があるのですが、現在、宅地になっています。家が建っているのですが、こちらの家も●●●さんが、社員寮として購入されると聞いております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいのため

農地の管理が難しく、●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは、牧草の生産面積拡大を考えられていたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、代表取締役の●●●さんのほか、従業員の方1人で現在作業をされており、さらにこの間に2人増員されたということです。●●●さんの農業経験年数は16年、従業員の方は10年です。年間農作業従事日数は、●●●さんが365日、従業員の方が305日となっております。

営農計画ですが、牧草を栽培されるご予定です。また、●●●さんより圃場内にある住宅も譲り受けられて、社員寮として利用されるご予定で、社員寮付近の一部については家庭菜園として利用することも検討されているとのことです。

現地の状況ですが、こちらに見えているのが大きい面積、●●●がこちらです。この奥に見えているのが社員寮として活用される住宅でございます。もう少しあはつきり住宅が写っているのかこちらでございます。それともう1筆、奥側にあった●●●がこちらです。

最後に、農機具の保有状況ですが、現在、ボブキャッツ1台、フォークリフト1台、ホイルローダー2台、トラクター4台、ブロードキャスター2台、ロータリー3台、フレールモア1台、オフセットモア1台、ペッター1台、ロールベーラ1台、ラッピングマシン1台、ディスクモア1台、モアコンディショナー1台、ディスクティラー1台、ライムソア1台、草刈り機5台、スパイダーモア1台、ハンマーモア1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 4月6日に、事務局3名と担当地区の農業委員、推進委員の4名又、●●●の●●●さんとで、現地確認を行いました。申請地周辺はイノシシの被害が大変多く、作物を作るには対策をしながら行わないとなかなか難しいような場所でしたが、●●●さんも電気柵を設置して管理されるということでしたので、問題ないと思います。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積609m²外6筆で、合計で5,919m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、ここに●●●の●●●がありまして、ここから●●●に上がっていって、ここに●●●がございます。さらに●●●とか●●●に向かって上がっていって、ここに●●●の公会堂、●●●の公会堂があるのですが、この辺りが申請地でございます。

こちらも萩市の空き家バンクに関連する案件でございまして、まず空き家付近の農地から説明します。ここが空き家で、その後ろに1筆、その横に2筆、ここにハウスが建っています。ここに2筆田んぼがあって、そのほか、少し外れたこちら、こういった感じで2筆ございます。先ほどの空き家がここになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外に引っ越されることになり、後継者もいないことから農地の処分を検討され、空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは、農地付きの住宅を探されていたところ、●●●さんの物件を気に入られたため双方連名に

より本申請に至ったものでございます。●●●さんは現在、この空き家に引っ越してこられています。前は●●●にいらっしゃったと聞いております。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は11年です。年間農作業従事日数は、ご本人が250日、奥様が150日となっております。

當農計画ですが、申請地は、一部●●●に貸し出されていたため、●●●さんも引き続き、貸し出しているものに関しては、引き続き、●●●に貸し出します。●●●さんは現在、●●●の構成員にならされているため、その農地については構成員として水稻の栽培を行われます。それ以外の他の田畠では、白菜、キャベツ、カボチャを中心とした野菜の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、自走式草刈り機1台、動力噴霧器1台、刈り払い機1台、軽トラック1台を、譲渡人の●●●さんから譲り受けられます。

現地の状況ですが、まずこれが空き家の周辺の農地ですね。これがこういったかたちでネットを張っている状況でございます。それとこの2筆、この細い方が今現在、農道のようなかたちになっていまして、ここですね。このあたりに1筆あります、横のハウスが建っているところに1筆ハウスがあります。ハウスの中はこのような感じでございます。それとこの2筆の田んぼを今現在、●●●で耕作をされているということで、こういった状況でございます。この2筆の田んぼ、奥側の方がこういう状態で、手前側の農地がこのような状態になっております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員

この件につきましては、4月6日、地元の委員さんと、事務局3名、そして譲受人の●●●さんご夫婦と、譲渡人の●●●さんと私で現地確認を行いました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。●●●さんはすでに●●●に移っておられます。●●●さんには今まで経験された農業を、この●●●の地で、

畑や田んぼを有効利用して、しっかりと耕作して頂きたいと思います。また、●●●の中で●●●というところは大変人手が足りないところでございますので、●●●さんにも農作業に出ていただいてしっかりと活動していただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第5項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。議案7ページの第1項と、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案の10ページの第2項は関連がありますので、同時審議とします。事務局は順に説明をお願いします。

事務局 それではまず、議案第26号第1項についてご説明します。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南2.6kmに位置し、過去に公共投資の対象となっておらず周囲を河川と市道に囲まれた生産性の低い小集団農地であり、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は798m²です。

転用者は、●●●の●●●の教員の●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●で、●●●の●●●あたりから南に1kmほど入ったところになります。

申請地の写真の状況ですが、こちらが4条で農家住宅を建てられる場所、こちらが5条で自己用駐車場、農機具用駐車場を建てられる場所でございます。こちらが申請地でございます。埋め立てられますが、造成については後ほど説明いたします。こちらが道路側から見た写真です。こちらが駐車場から見た写真です。こちら北側から見た写真です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は河川と宅地、西側は河川と畠、南側は今回同時に5条申請で取得し自己用駐車場を整備される田、東側は市道に接しており、西側の畠の所有者の●●●さんからは隣接農地承諾書が提出されており、農地への進入路も確保されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、木造かわらぶき平家建て、建築面積180.50m²の農家住宅を1棟建築される計画です。5条で申請される南側の駐車場部分を含めた合計面積は1,173m²で農家住宅の敷地面積の概ね1,000m²以下を満たしております。なお、建ぺい率については、農家住宅については問わないため問題ありません。

用排水計画ですが、雨水は溜枡を設置し、東側の道路側溝に放流させ、汚水は公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、1mの盛土に対して、高さ1.0mのL型擁壁を設置し、整地を行うため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

また、農家住宅の建築に際しては、河川法第55条の許可が必要であります、県との事前協議が済んでおり、許可が確実であるため問題ありません。

こちらが、建物の平面図になります。間取りは、和室1室、洋室5室の6LDKとなっております。

こちらが建物の立面図になります。建物の高さは6mとなります。周辺農地がないため日照等の影響は問題ありません。

続きまして、議案第27号第2項を説明いたします。議案は10ページとなります。

こちらの農地も、過去に公共投資の対象となっていない、第2種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は375m²です。転用者は、同じく●●●さんで、所有者は●●●の●●●の介護職の●●●さんです。

転用目的ですが、隣接地の●●●の自己用住宅の建築に併せて、自家用車の駐車場（6台分）、農機具用駐車場（4台分）計10台分を整備される計画です。譲渡人の●●●さんもこちらの農地を管理することが難しくなってきたことから、譲り渡すことになりました。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は4条申請地の田、西側は譲渡人の畠、南側は畠、東側は市道に接しており、南側の畠の所有者の●●●さんからは隣接農地承諾書が提出されており、進入路も確保されているため問題ありません。

（スクリーンに配置図を表示）

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、2.5m×5.0mの区画で、自家用車用が6台分、こちらに農機具駐車場が4台分、特に屋根の付いた倉庫を建てるということではなく、カバーの付いたシート等で農機具を覆われると聞いております。

次に用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、40cmの盛土に対し、勾配1：1の土羽法面を設置し、整地するため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

以上、2件、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員お願いします。

第6番 それでは補足説明をさせていただきます。この件につきましては、4月5日、事務局の方2名と、●●●委員さん、●●●推進委員さん、私の計5名で●●●の方の立ち合いのもと、現地を確認いたしました。

第4条の申請地ですけれども、申請人の●●●さんの農地で、登

記では田となっておりますが、実際はすでに整地されていまして、山口県の砂防堰堤工事の作業場として昨年の10月まで一時転用で利用されていたようです。今回●●●さんご自身が、長年住んでおられる築200年の自宅が家族も増えて、手狭になって老朽化したということで、ご自分のこの土地を利用して、農家住宅を建てられるということで申請が出されたようです。

周辺については、北側は大屋川、北東は申請人の母親名義の納屋が建っております。ちょうど、2階建ての赤瓦の屋根がありますが、あそこが納屋でございます。東側は市道で、南側は農地となっております。申請が出ておりますので、後ほど説明いたしますが、西側は●●●さんの農地ということでございます。先ほど事務局から説明がありましたように、隣接農地承諾書が提出されておりますので、問題ないということでございます。

続いて、第5条の申請地につきまして併せて説明させていただきます。事務局の説明があった通りですが、譲渡人の●●●さんは●●●歳で、介護職をしておられます。農地管理がなかなか難しくなったということで、譲受人の●●●さんから住宅を建て替えたいので、自家用駐車場及び農機具用の駐車場も必要になるので譲って欲しいと相談を受けられて承諾をされたようでございます。申請地の北側には●●●さんの畠がまだございます。西側には●●●さんという方の畠が隣接しております。東側には、先ほど4条で説明しました農家住宅を建てられるということで、隣接農地の承諾書も取られておりますので、問題はないということでございますが、北側の●●●さんの三角農地というか、ちょっと農地が残るのですが、畠への進入路があるのかと、ちょっと気になりましたけども、そこは川沿いに通れる道があるということで、確認いたしましたら、道がありましたので、進入できるので問題ないということです。河川法の関係も確実に許可が得られるということで、問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 大変丁寧な説明でしたが、質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 はい。質疑がないようですので、それでは採決いたします。議案第26号第1項及び議案第27号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第27号1項についてご説明します。議案は10ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西1.2mに位置する、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっておらず、周囲は市道と宅地に囲まれた、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積は726m²外2筆で、全体面積は1,016m²です。宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は、1336.38m²となります。転用者は、●●●の学習塾の開発・運営を行う●●●さんで、所有者は●●●の税理士の●●●さんです。

こちらが、●●●や●●●があるあたりで、こちらが、令和3年7月に農地転用許可を行った庭園施設整備予定地で、ちょっと北側に行ったところが申請地になります。

写真の説明ですが、北側から撮った写真ですが、周囲を庭園に囲まれております。こちらが南側から撮った写真です。宅地がありますが建物はすべて取り壊されて更地になっております。こちらが南側から進入路を撮った写真になります。

続きまして、転用目的ですが、転用者の●●●さんは、CSR活動の一環として、文化財の維持保全に取り組む観点から、令和3年7月15日付で農地転用許可を受け、歴史的価値のある●●●跡を庭園として整備される計画であり、この度、庭園施設整備予定地の近くにあり利便性の良い、こちらの申請地を譲り受けて庭園施設用の駐車場を整備されるご計画です。所有者の●●●さんも、譲受人の要望に応じるものであります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は一体利用地である所有者の宅地、西側は市道、南側は宅地、東側は、宅地と一部は平成22年に住宅敷地拡張で転用許可された畠ともう1筆南の方の畠に隣接しておりますが、こちらの隣接農地の所有者の●●●様から承諾書が提出されており、進入路も東側の方から入っていける確認が取れているため、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、3.0m×5.0mの区画の駐車場を29台分整備される計画です。進入口は北側となります。

用排水計画は、雨水は自然流下で北側と西側の道路側溝に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、4月5日、●●●委員、●●●推進委員、事務局2名と私の5名で現地確認をいたしました。内容につきましては、ただいま事務局から詳しい説明があったので、この件については追加説明ということはしませんけれども、ご覧のように現在、短い雑草が生えているような状況です。これが藪にならないようにはきちんと早めに整地をして造成をしてくれとお願いをしております。整地についても、土がやわらかいといいますか、土質があまり良くないようだったので駐車場としてきちんと活用できるような方法を考えてくださいと一言伝えておりますので、そうなると思っております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 続いて、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

4月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東480mに位置し、第1種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっておらず、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積は370m²です。
転用者は、●●●の●●●の会社員の●●●さんで、所有者は●●●の●●●の農業者の●●●さんです。

こちらが国道●●●号線●●●バイパスで、こちらに行くと、●●●がある通りで、バイパスから90mぐらい入ったところとなります。

写真の説明をいたします。こちらが北西の方から撮った写真でございます。こちらが北側から撮った写真でございます。こちらこの度の住宅建築で新たに分筆をする農地でございます。こちらが南側から撮った写真です。このように宅地化が進んでおります。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは、現在、妻と●●●歳と●●●歳の子供の4人家族で、●●●のアパートにお住まいですが、このたび、静かで利便性もよい申請地を譲り受け自己用住宅(1棟)、カーポート及び差し掛けを建設するものでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は市道、南側は宅地、東側と西側は畠に接しておりますが、今回の譲渡人の●●●さんの畠であるため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建ての自己用住宅、建築面積114.69m²を1棟、カーポート2台分25.84m²、差し掛け10.77m²を整備される計画で、計画面積は151.3m²となります。敷地面積は370m²で一般住宅の敷地面積基準の概ね500m²以下を満たしており、建ぺい率は40.9%で、概ね22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画は、敷地内に溜枡を設置し、北側の既存道路側溝に放流します。汚水は合併浄化槽から同じく北側の既存道路側溝に放流するため適当です。

被害防除計画ですが、造成は表土を10cm剥ぎ取り、30cmの盛土造成を行い整地します。隣接農地との境は、高さ30cmの見切りコンクリート擁壁を設置するため土砂等の流出の恐れは無く適当です。

こちらが平面図となります。ウッドデッキ、土間倉庫付きの4LDKとなっております。

こちらが立面図となります。建物の高さは7.4mで周辺農地への日照等の悪影響は問題ありません。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 申請地は畠が連なり平たん地で、現在宅地化がどんどんと進んでいっておるところです。この4、5年に新築物件が15棟くらい建っております。そのようななかたちでこれからもこのあたりの農地の宅地化は続いて出てくるのではないかと思います。今回の申請もこの一角に建築しようというものであります。ご審議のほど、よろし

くお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。それでは第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 続きまして、第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

4月5日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらの案件は、無断転用の追認の許可申請案件となります。

申請地は、●●●から南470mに位置する、準工業地域内にあり、過去に公共投資の対象となっておらず周囲を河川と宅地に囲まれた生産性の低い小集団農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地となります。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は247m²外1筆で、合計面積904m²です。一体利用地である既存駐車場及び進入路部分を含めた合計面積は3,274m²です。

転用者は、●●●の製造業、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●の無職の●●●さんです。

場所ですが、こちらが、国道●●●号線で、●●●の南側の農地になります。

写真の説明ですが、申請地が一部すでに駐車場として使用されていて、こちらの全体の半分が5条申請地、半分が農地のままという状況です。こちらを境に駐車場として使われていて、使われていない農地の方は雑木等が生い茂っている状態です。こちらが雑木等が

生い茂っているところに設置する、板を干す棚の写真でございます。

転用目的ですが、●●●さんは、現在、●●●に本社を置き、工場及び倉庫を萩市内に構え、木箱、桐箱の製造を行っておりますが、事業拡大に伴う従業員の増加で、駐車場拡張の必要と販路拡大により板干場の拡張の必要が生じたことから、以前より譲渡人から賃借により使用していました申請地を、今回譲渡人からの要請により、売買により取得されることとなりました。所有者の●●●さんも高齢化に伴い管理ができなくなる前に譲り渡したく、譲受人に相談した結果、譲り渡しが決まったとのことです。なお、申請地の北側の約半分の駐車場部分の埋立てについては、譲渡人の●●●さんが以前、申請地隣接で営業を行っていた●●●に申請地を賃貸した際、●●●さんが平成10年頃に無許可で埋立てしたものと推測され、●●●さんは、●●●さんの撤退後、平成26年5月5日より申請地を賃借しており、今回譲り受けることになったということです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は平成3年に駐車場として転用許可を受けた田、西側は赤線と堤体のようなところを挟んで河川、東側は水路及び赤線を挟んで宅地に接しております。南側は休耕中の田に接しておりますが、所有者の●●●さんより隣接農地承諾書が提出されており、進入路も確保されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、申請地は、黄色の部分の既存駐車所と一体となった状態で、現在埋め立ててある場所が5.0m×2.5m区画の駐車場(21台分)約454m²で、埋め立てていない南側の部分は、今回、新たに資材置き場として、長さ4m×奥行80cm、高さ2mの板干棚を20基ほど置かれる計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で東側の農業用用排水路に放流させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、資材置場として利用される農地は、造成は行わず、草刈及び整地のみを行うものであり、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、4月5日、事務局2名、●●●会長、●●●委員、私とで現地確認をいたしました。内容は事務局から説明のあったとおりであります。特に補足説明はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。それでは第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならぬ。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。

公告は4月28日付となります。

それではお手元にお配りしています、利用権設定状況（令和4年

5月1日)の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

5月1日に設定されるものは、新規が、件数27件、筆数57筆、田が83, 863m²、畠が7, 724m²、面積の合計が91, 587m²です。

更新が、件数2件、筆数2筆、田が3, 141m²です。新規と更新を合わせた面積が、94, 728m²となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。上から5ページ目の●●●新規2をご覧ください。こちらの番号●●●番と●●●番の●●●さんと●●●、●●●さんとの貸し借りですが、こちらは●●●さんのハウスが建っておりまして3月から5月半ばまでは、●●●が使用されて、それ以外の時期は●●●さんが使用される期間借地となっております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第29号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案29号第1項について説明いたします。議案は13ページです。

こちらの案件は、令和3年11月29日付けで、農地法第5条許

可を行った、●●●の、工事用車両駐車場の一時転用に係るもので
す。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、予防治山工事
の工事内容の変更に伴い、令和4年3月31日までの一時転用期間
を令和5年11月28日までの2年間に延長するものです。こちら
は、3年以内の一時転用期間内での延長ということで基準を満たし
ております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第29号の報告は終わ
ります。

(報告事案-2)

議長 議案第30号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出につ
いて」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第30号第1項について説明します。議案は15ページです。
こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29
条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出が
ありましたので、報告いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●委員さん、●●●職務代理者さん、●●●推進
委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西4kmに位置する、●●●農業振興地
域整備計画に定められた農用地区域内農地です。地番は●●●、地
目は畠、面積1,976m²の内90m²です。

場所は、●●●の●●●の農地となります。

届出者は、●●●地域●●●の●●●の●●●さんで、転用目的
は、新規就農にあたり、借りる農地の一部に農作業の拠点となる農
業用倉庫を建設するものでございます。

倉庫は、平家建て、幅12m、奥行き7.5m、高さ3m、面積
90m²の農業用倉庫1棟です。倉庫は、単管パイプを使って●●●
さんご自身で建てられるご予定です。

こちらの農地は、先月3月総会の農用地利用集積計画の決定を受け4月1日から10年間の賃貸借契約により借りられている農地で、これからワイン醸造用のブドウを栽培されるご予定です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、倉庫は、こちらの位置図のとおり、道路沿いに設置されます。北側は●●●さんが耕作される畠、東側は山林、南側は道路、東側は●●●さんが耕作される畠に接しておりますが、それぞれの土地所有者からの隣接農地承諾書が提出されており、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画は、倉庫の雨水については、溜枡を設置し、地下浸透させ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

写真の説明ですが、このようななかたちで倉庫を建てられます。周辺はこのような状況になっております。今切り株があるのはもともと桃の木が植えてあった場所でございまして、こちらにブドウを植えられます。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある農業委員は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第30号の報告は終ります。

(報告事案-3)

議長 議案第31号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第31号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は19ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北1kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は42m²外1筆で、合計面積は256m²です。申請人は●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが、●●●のある●●●に通ずる通りで、お寺の●●●の北側となります。

申立てによると、申請地●●●は、昭和39年に建物の増築工事を行い、以後、宅地である●●●と共に建物敷地として一体利用されております。申請地●●●は、建築時期は不明でありますが、昭和48年には既に倉庫が存在し、隣接する宅地の●●●、●●●と共に建物敷地として一体利用されております。

本調査によると、申請地●●●は木造瓦葺平家建の居宅の敷地、申請地●●●は木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の倉庫の敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

こちらは、先ほどの議案第26号及び議案第27号第2項の申請者と同じ方からの申請で、申請地も先ほどの転用地の近隣地となります。

4月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南2.6kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は79m²で、申請人は●●●の●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、平成5年から平成8年頃に隣接地の●●●に建っていた倉庫を取り壊し、農作業で利用する倉庫を建て直した際に、建物敷地として一体利用したものであり、農地としての現況をとどめていないということでした。

本調査によると、申請地は木造トタン葺平家建の倉庫が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

4月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北1.3kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は1,306m²外1筆、合計面積は2,562m²で、申請人は●●●の●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●で、●●●の方に上がる道の途中にある農地となります。

申立てによると、申請地は、昭和62年頃から耕作放棄され現在に至るということでした。

本調査によると、申請地は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項について説明いたします。

4月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西1.9kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は195m²です。申請人は、●●●の●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが、●●●で、●●●、●●●沿いの小農地となります。

申立てによると、申請地は、昭和64年頃から耕作放棄され現在は、雑木が生い茂り原野の状況となっているということでありました。

本調査によると、申請地は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上4件報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第31号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前11時00分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年4月14日

萩市農業委員会会長

片岡兼雄

委員

藤田芳昭

委員

金子曾也